



平成 28 年 2 月 22 日

介護保険施設・事業所設置者 様
養護老人ホーム設置者 様
軽費老人ホーム設置者 様
有料老人ホーム設置者 様

広島県健康福祉局長
〒730-8511 広島市中区基町 10-52
地域福祉課

平成 26 年度「高齢者虐待の防止，高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」の結果及び養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況等を踏まえた対応の強化について（通知）

このことについて，平成 28 年 2 月 19 日付けで厚生労働省老健局長から別紙のとおり通知がありました。

養介護施設においては，高齢者虐待防止法に基づき，高齢者虐待の未然防止に取り組むとともに，高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合の速やかな市町への通報や従業者等への研修の実施，利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備が義務づけられています。

ついては，高齢者虐待防止法の趣旨を改めて従業者へ周知徹底し，引き続き経営に当たる代表者自らが率先して高齢者虐待防止の取組みの一層の強化に取り組んでいただくようお願いします。

老人福祉施設グループ

電話 082-513-3199

（担当 雛田）

介護保険事業者指導グループ

電話 082-513-3208

（担当 角田）